

00014

鳥取縣

# 鳥取縣公報

縣令

昭和十六年三月二十二日  
第一千二百十七號

土曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5列

## 鳥取縣令第九號

大正三年四月鳥取縣令第四十號鳥取縣立倉吉農學校學則中左ノ通改正ス

昭和十六年三月二十二日

鳥取縣知事

八 田 三 郎

鳥取縣立倉吉農學校學則

第一章 總 則

第一條 本校ハ實業學校令第一條ノ趣旨ニヨリ農業教育ヲ爲スヲ以テ目的トス

第二條 本校ニ農業科及拓殖科ヲ置キ其ノ修業年限ハ三ヶ年トス

第二章 學年學期、授業日數、休業日  
第三條 學年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第四條 本科ノ學年ヲ分テ左ノ三學期トス  
第一學期 四月一日ニ始マリ七月三十一日ニ終ル  
第二學期 八月一日ニ始マリ十二月三十一日ニ終ル

第三學期 一月一日ニ始マリ三月三十一日ニ終ル  
第五條 授業日數ハ毎年二百十日以上トス

第六條 休業日ハ左ノ如シ 但シ學校長ニ於テ必要ト認メタル場合ニ於テハ知事ノ認可ヲ得テ冬夏季休業日ヲ變更シ又ハ臨時休業ヲ爲スコトヲ得  
一 一月一日及昭和二年勅令第二十五號ニ依リ休日タル祭日  
二 祝日  
三 開校記念日 六月五日

四 春季 休業日 自三月二十七日至四月五日  
五 夏季實習訓練期間 自七月二十二日至八月三十一日  
六 冬季 休業日 自十二月二十六日至翌年一月八日

鳥取縣公報 每週曜日發行 (休日ニ當ル) 昭和十六年三月廿二日 (昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可  
火金 時ハ翌日 第千二百十七號

第三章 學科目、學科課程及授業時數

第七條 學科目學科課程及每週教授時數ハ別表ニ依ル。但シ低學年又ハ實習ヲ課セザル期間其ノ他特別ノ必要アル場合ニ限リ學校長ハ三十時ヲ超過セザル範圍内ニ於テ每週教授時數ヲ臨時増減スルコトヲ得

第八條 (削除)

第九條 第二條第三項ニ依リ在學スル者ニ課スヘキ學科目、程度及每週教授時數ハ學校長之ヲ定ム

第四章 入學退學

第十條 生徒ヲ入學セシムベキ時期ハ學年ノ始メヨリ三十日以内トシ

募集期日及人員等ハ其都度之ヲ廣告ス

轉入學又ハ再入學ニハ前項ノ規定ヲ適用セス

第十一條 入學志願者ハ年滿十四年以上ノ男子ニシテ修業年限二箇年ノ高等小學校又ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有シ成業ノ見込確實ナル者ニ限ル

第十二條 第一學年入學志願者ノ數、入學セシムヘキ人員ヲ超過スルトキハ出身小學校長ノ報告ニ基キ人物考查並身体検査ノ成績ヲ參酌シテ之ヲ撰拔ス

第十三條 本科第二學年以上ニ入學ヲ許スヘキ者ハ相當年齡ニ達シ前各學年ノ課程ヲ卒リタル者ト同等ノ學力ヲ有スル者タルヘシ 前項入學者ノ學力ハ前各學年ノ程度ニ於テ其ノ各學科目ニ就キ之ヲ檢定ス

第十四條 退學シタル者一箇年以内ニ再入學ヲ志願シタルトキハ原學年以下ノ學年ニ入學ヲ許可スルコトアルヘシ

第十五條 他ノ同種ノ學校ヨリ轉入學ヲ希望スル生徒アルトキハ缺員アル場合ニ限り之ヲ許可スルコトアルヘシ

第十六條 入學志願者ハ第一號書式ノ願書ニ入學考查料貳圓ヲ添付シ出身小學校長ヲ經由シテ學校ニ差出スヘシ

既納ノ考查料ハ何等ノ事由アルモ之ヲ還附セス

第十七條 入學ノ許可ヲ得タル者ハ第二號書式ノ證書ニ戶籍謄本ヲ添附シ學校ニ差出スヘシ

親權者若クハ後見人ノ住所學校ヲ距ルコト一里以外ニ在ルトキハ別ニ一里以内ニ居住シ身許確實ナル者ヲ代理者ト定メ誓約書ニ連署セシムルヲ要ス 但シ倉吉町ハ一里以内ト見做ス

親權者後見人若ハ代理者ニ移動ヲ生シタル時ハ遲滞ナク學校長ニ届出スヘシ

第十八條 生徒疾病其他ノ事故ニ因リ又ハ懲戒ノ爲引續キ三ヶ月以上出席セザルトキハ學校長ハ其ノ學年間之ニ休學ヲ命スルコトヲ得

第十九條 生徒退學セムトスルトキハ其ノ事由ヲ詳具シ親權者若クハ後見人連署ニテ學校長ニ願出テ許可ヲ受クヘシ

第二十條 學校長ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニハ退學ヲ命ス  
一 性行不良ニシテ改悛ノ見込ナシト認メタル者  
二 學力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者  
三 (削除)

四 正當ノ事由ナクシテ引續キ一ヶ月以上缺席シタル者  
五 出席常ナラサル者

第五章 成績 考查

第二十一條 學業成績ハ平素ノ成績ヲ考查シテ之ヲ定ム

第二十二條 (削除)

第二十三條 學期末ニ於テハ其ノ學期ノ成績ヲ定メ學年末ニ於テハ各學期ノ成績ニ依リテ其ノ學年成績ヲ定メ之ニ依リテ各學年課程ノ修了又ハ全學科ノ卒業ヲ認定ス

第二十四條 (削除)

第二十五條 卒業者ニハ第三號書式ノ證書ヲ授與ス

第二條第二項ノ在學者ニハ學習證書ヲ授與スルコトアルヘシ

第六章 賞 罰

第二十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者アル時ハ學校長ニ於テ之ヲ褒賞スルコトアルヘシ

- 一 操行善良ニシテ他ノ模範トナルヘキ者
- 一 學業優秀ニシテ他ノ成績拔群ノ者
- 一 奇蹟ノ行爲アリタル者

第二十七條 學校ノ内外ヲ問ハス生徒タルノ本分ニ違背シタル者ハ其ノ情狀ニ依リ學校長ニ於テ左ノ懲戒ニ處ス  
一 謹慎 一 停學 一 退學

第七章 授業 料

第二十八條 授業料ハ一箇月參圓八拾錢トス 但シ他府縣ヨリ通學スル者若ハ本校ニ在學スル爲特ニ本縣ニ住居ヲ有スル者ニ在リテハ四圓六拾錢トス

第二十九條 (削除)

第三十條 授業料ハ毎月十日迄ニ納ムヘシ 但シ一月及四月ハ十五日マデトス

休業者ハ休業全月ニ涉リタルトキハ其ノ月ノ授業料ハ之ヲ徴收セス

第三十一條 (削除)

第三十二條 (削除)

第三十三條 授業料納期後五日ヲ過キ仍納メサルトキハ出席ヲ停止ス 但シ出席停止中ト雖授業料ヲ免セス

第八章 寄 宿

第三十四條 寄宿舎ニ入寄セシムルハ生徒ノ希望又ハ學校ノ命令ニ依ル

第三十五條 寄宿舎生徒ハ學校長ノ定ムル所ニ依リ食費及舎費ヲ納付スヘシ

第三十六條 入舎費ハ退舎セントスル者ハ親權者若ハ後見人又ハ代理者ノ連署ヲ以テ學校長ニ願出テ許可ヲ受クヘシ

第九章 附 則

第三十七條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三十八條 本令施行ニ關スル細則ハ學校長之ヲ定ム

第三十九條 本令施行ノ際現ニ在學スル農業科生徒ニ課スヘキ學科目及其ノ程度ニ關シテハ學校長ニ於テ從前ノ規定ヲ斟酌シテ之ヲ定ム

農業科學科課程及教授時數

學年	第一學年	第二學年	第三學年
課程及時數	每週 授業 課	每週 授業 課	每週 授業 課
時數	時數	時數	時數

00017

公民科	國語	數學	物理及化學	博物	地理及歷史	英語	體操	作物及園藝	病蟲害	土壤及肥料
公民生活 / 要旨	習作 講義 文讀	幾代 何數	化學 學理	動植物	日本地理 外國地理	二 講義 文讀	四 體操、遊藝 武道、教練	三 普通作物		
公民生活 / 要旨	三 講義 文讀	三 幾代 何數	二 物理化學	一 生理衛生	二 東洋史 地理概說	二 講義 文讀	四 體操、遊藝 武道、教練	一 蔬菜園藝	一 植物病蟲	二 肥料
公民生活 / 要旨	三 講義 文讀	一 三角	一 氣象		二 西洋史 國史	二 講義 文讀	四 體操、遊藝 武道、教練	二 果樹園藝 特用作物		二 測量 農具

修身	學科目	學年	拓植科學科課程及教授時數											
			第一學年	第二學年	第三學年	實習	實驗	計	農業經濟	林業	農產製造	養蠶	畜產	農業工學
			第一學年	第二學年	第三學年	時定	時定	二八		一 林學通論		一 飼桑樹栽培		
			第二學年	第三學年	第三學年	時定	時定	二八	一 農業法規	一 利保護 用護林		一 蠶兒飼育	二 畜產各論	
第三學年	第三學年	第三學年	時定	時定	二八	二 簿記	二 重要農產 製造	一 森林數 造	二 蠶體解剖	一 畜產汎論	二 測量 農具			

00018

公民科	國語	數學	物理及化學	博物	地理及歷史	外國語	體操	作物	病蟲害	土壤及肥料	農業工學
公民生活 / 要旨	習作 講義 文讀	幾代 何數	化學 學理	動植物	日本地理 外國地理	二 支那語	四 體操、遊藝 武道、教練	三 普通作物			
公民生活 / 要旨	三 講義 文讀	二 幾代 何數	二 物理學	一 植民地 衛生	二 東洋史 地理概說	二 支那語	四 體操、遊藝 武道、教練	一 蔬菜園藝	一 植物病蟲	二 肥料	一 農具
公民生活 / 要旨	三 講義 文讀	一 三角	一 氣象		二 西洋史 國史	二 支那語	四 體操、遊藝 武道、教練	一 特用作物		二 測量 農具	

修身	學科目	學年	學科課程及每週教授時數表												
			第一學年	第二學年	第三學年	實習	實驗	計	植民	農業經濟	林業	農產製造	獸醫	畜產	
			第一學年	第二學年	第三學年	時定	時定	二九	一 植民總論		一 林學通論				
			第二學年	第三學年	第三學年	時定	時定	二八	一 植民地事	一 農業法規	一 利保護 用護林				二 畜產各論
第三學年	第三學年	第三學年	時定	時定	二八	一 植民政策 指導	二 農業經營	二 重要農產 製造	一 森林數 造	二 重要農產 製造	二 獸醫學 大	一 畜產汎論			

鳥取縣公報 第千二百十七號 昭和十六年三月廿二日 (第三種郵便物認可) 五

鳥取縣公報 第千二百十七號 昭和十六年三月廿二日 (第三種郵便物認可) 四

公民科	國語	數學	物理及化學	博物	地理及歷史	英語	体操	作物及園藝	病蟲害	土壤及肥料	農用工學
	三 習作講 字文讀	二 幾代 何數	二 化物 學理	三 動植 物物	二 外國地 理史	二 作譯 文讀	四 武教體 練遊戲操 道	三 普通作 作物			
一 公民生活 ノ要旨	二 作講 文讀	二 同 上	二 化物 學理	一 衛生 生理		二 作譯 文讀	四 同 上	二 特用作 蔬菜園藝	一 害植物 病蟲理	二 肥土 料壤	
二 同 上	二 作講 文讀	二 珠測三 算量角	一 氣 象			〇 一 譯 讀	四 同 上	二 果樹園 藝種			一 農農 木業具

畜產	養蠶	農產製造	林業	農業經濟	計	實驗、實習
	一 桑樹栽培 飼育		一 林學通論		二 四	
二 各論	一 蠶兒飼育 生理		一 造林保護 利用		二 四	同上
二 獸醫學大論	一 製蠶解剖 糸	二 重要農產 加工製造	一 森林數學 經理製造	三 簿記 法規	〇 內二 一 五	同上

第一號書式

入學願  
某儀御校何科第何學年ニ入學志願ニ付御許可相成度履歷書及入學  
考查料何程相添(此段相願候也)  
本籍 府縣郡市町村番地  
寄留(同上)  
戶主(親族關係)  
氏 名 印

年 月 日 氏 名 印

本籍 府縣郡市町村番地  
寄留(同上)  
親權者若ハ後見人 氏 名 印  
鳥取縣立倉吉農學校長 何 某殿  
第二號書式  
印紙 誓約書  
某儀入學御許可相成候ニ付テハ御校則ヲ確守シ勉學候ハ勿論妄ニ  
中途退學仕間數候仍テ誓約如件  
本籍 府縣郡市町村番地  
寄留(同上)  
戶主(親族關係) 氏 名 印  
前書ノ通遵守致サスヘキハ勿論尙本人在學中ニ係ル一切ノ事件ハ  
拙者共ニ於テ引受可申候也  
本籍 府縣郡市町村番地

寄留(同上)  
親權者若ハ後見人 氏 名 印  
鳥取縣立倉吉農學校長 何 某殿  
第三號書式  
卒業證書  
右者本校農業科拓殖科ノ課程ヲ履修シ正ニ其ノ業ヲ卒ヘタリ依テ  
之ヲ證ス  
年 月 日 氏 名 印  
鳥取縣立倉吉農學校長位勳爵 氏 名 印  
第何號

訓令

鳥取縣訓令甲第四號

農林水產業調查規則施行細則左ノ通改ム  
昭和十六年三月二十二日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

市 町 村 長

00021

農林水産業調査規則施行細則

- 第一條 農林水産業調査規則(以下規則ト稱ス)第一條ニ依ル申告ハ各調査期日後二日以内ニ之ヲ爲サシムベシ
- 市町村長ハ前項申告ニ要スル申告書用紙ヲ作成シ之ヲ農林水産業業者ニ交付スベシ
- 第二條 市町村長ハ規則第二條ノ規定ニ依ル結果表並ニ規則第三條乃至第七條ノ規定ニ依ル報告ヲ豫メ配付スル用紙ヲ用ヒテ作成シ各表所定ノ期限迄ニ遲滞ナク知事ニ提出スベシ
- 第三條 市町村長ハ農林水産業調査ニ於テ規則第八條ノ規定ニ依リ資料ヲ蒐集シタルモノニ付テハ該表備考欄ニ其ノ旨附記スベシ
- 第四條 規則第九條ノ規定ニ依ル調査區ノ設定認可申請書ハ別記様式第一號ニ依ルベシ
- 第五條 市町村長ハ農林水産業調査員タルニ適當ト認ムル資源調査員ヲ選定シ別記様式第二號ニ依リ知事ニ内申スベシ
- 其ノ異動アリタルトキ亦同シ
- 第六條 市町村長ハ農林水産業調査員ニ就キ農林水産業調査指導員タルニ適當ト認ムル者ヲ選定シ別記様式第三號ニ依リ知事ニ内申スベシ
- 其ノ異動アリタルトキ亦同シ
- 第七條 市町村長ハ規則第十三條ノ規定ニ依ル監査ノ爲別記様式第四號ノ農林水産業調査事務監査簿ヲ備ヘ置クベシ
- 監査ノ結果監査員ヨリ指示又ハ注意ヲ受ケタル事項アルトキハ速ニ之ヲ整理シ其ノ顛末ヲ監査簿相當欄ニ記入スルト共ニ知事ニ報告スベシ
- 第八條 市町村長ハ別記様式第五號ノ農林水産業調査員名簿及別

- 記様式第六號ノ農林水産業調査指導員名簿ヲ備ヘ置クベシ
- 前項名簿ノ記載事項ニ異動ヲ生ジタルトキハ速ニ加除訂正スベシ
- 第九條 市町村長ハ農林水産業基本調査申告書ニ依リ各調査區毎ニ調査區結果表臺帳及農林水産業業者臺帳ヲ作成スベシ
- 農林水産業業者臺帳ハ別記様式第七號ニ依リ各調査區毎ニ別冊ニ編綴スベシ
- 第十條 市町村長ハ農業者ノ耕作ニ屬スル耕地面積、各種作物ノ耕作面積ノ申告ヲ審查スル爲當該市町村ニ住所ヲ有スル農業者ノ耕作スル土地ニ就キ別記様式第八號ノ耕作地名寄帳ヲ作成スベシ
- 耕作地名寄帳ハ調査區毎ニ別冊ニ編綴シ調査ノ際農林水産業調査員ニ携帶セシムベシ
- 耕作地名寄帳ノ記載事項ニ異動ヲ生ジタルトキハ其ノ都度加除訂正スベシ
- 第十一條 農林水産業調査員ノ手當ハ其ノ調査區域ノ農林水産業者數三十未滿ハ一人一箇年最低額十圓トシ、三十以上ハ調査區域ノ該當者數ヲ標準トシ相當額加スベシ
- 前項ニ依リ難キ場合ハ其ノ事由ヲ具シ知事ノ承諾ヲ受ケクベシ
- 第十二條 農林水産業調査員申告書用紙ノ配付又ハ申告書ノ蒐集ニ當リテハ別ニ定ムル統計調査員徽章ヲ佩用セシメ且ツ懇切丁寧ニ調査ノ事項及其ノ目的等ヲ説明シ正確ナル申告ヲ求メシムベシ
- 第十三條 農林水産業調査員ノ指導訓練ハ農林水産業調査指導員ヲシテ之ヲ爲サシムベシ但シ縣統計職員ヲシテ之ヲ爲サシムコトアルベシ

00022

第十四條 市町村長ハ左ノ方法ニ依リ管内ニ於ケル統計思想ノ普及及發達ニ努ムベシ

- 一 市役所揭示場、町村役場揭示場、展覽會、品評會、共進會、常會、學校等多數人ノ集合スル場所ニ統計表ヲ揭示スルコト
  - 二 休日又ハ夜間等ヲ利用シ通俗統計談話會ヲ開催スルコト
  - 三 統計講習會、統計講話會ヲ開催スルコト
  - 四 市町村勢一覽ヲ印刷シ市町村會議員、區長、學校、青年團等へ成ルベク多數配付スルコト
- 附 則
- 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
- 大正十五年三月縣訓令甲第四號ハ之ヲ廢止ス 但シ昭和十五年中ノ事實ヲ調査シ昭和十六年中ニ報告スベキモノニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル
- (別記)
- 様式第一號
- 年 月 日
- 何市(何郡何町、村)長 氏 名 〇
- 知 事 宛
- 農林水産業調査區設定認可申請書
- 本市(町、村)農林水産業調査區左記ノ通設定致度候ニ付御認可相成度別紙略圖相添ヘ此段及申請候也

- (注意)
  - 一 調査區ハ一人ノ調査員一日中ニ區内農林水産業業者ニ申告書用紙ノ配付又ハ申告書ノ蒐集ヲ完結シ得ル程度トスルコト
  - 二 調査區ノ區域ハ大字、小字等地理上獨立ノ稱呼ヲ有スル區域ニ依リ之ニ依リ難キトキハ山岳、丘陵、河川、溝渠、道路、通路、鐵道、電信電話線等判明ナルモノヲ以テ境界トシ且ツ可成農事實行組合、養蠶實行組合等ノ區域ト一致セシムル線スルコト
  - 三 調査區番號順ニ記載スルコト 尙町村組合ニ在リテハ調査區番號ハ各町村毎ニ第一號ヨリ始ムルコト
- 様式第二號
- 年 月 日
- 何市(何郡何町、村)長 氏 名 〇
- 知 事 宛
- 資源調査員内申ノ件
- 左記ノ者本市(町、村)農林水産業調査員タル資源調査員トシテ適當ト認メ候ニ付御任命相成度此段内申候也

調査區番號	調査區域	農林水産業業者數	農事實行組合等ノ區域トノ關係	備考
-------	------	----------	----------------	----

調査區番號	住所	氏名	出生年月日	職業種類及履歴概要	名譽職ノ年當額	備考
-------	----	----	-------	-----------	---------	----

職業欄ハ「農業」「林業」「水産業」「何市(町、村)書記」「何組合書記」等ノ如ク記入スルニト
二名譽職ノ種類及履歴概要欄ハ「何市(町、村)會議員」「何市

(注意)

一 職業欄ハ「農業」「林業」「水産業」「何市(町、村)書記」「何組合書記」等ノ如ク記入スルニト

二 名譽職ノ種類及履歴概要欄ハ「何市(町、村)會議員」「何市

00023

(町、村長)「商業調査員」「工業調査員」「何學校卒業」等ノ如ク記入スルコト  
 三位階勳等アラバ備考欄ニ附記スルコト  
 様式第三號

年 月 日  
 何市(何郡何町、村)長 氏 名

農林水産業調査指導員内申ノ件  
 左記ノ者本市(町、村)農林水産業調査指導員トシテ最適當ト認めニ付御任命相成度此段内申候也

住所	氏名	出生年月日	職業	名譽職ノ種類及履歴概要	備考
----	----	-------	----	-------------	----

(注意)  
 一 指導員ハ原則トシテ各市町村一人トスルコト 但シ特ニ必要アリト認めムルトキハ二人以上ヲ内申スルコトヲ得  
 様式第五號

農林水産業調査員名簿

年月日	命	解任年月日	任	擔	當	住	所	氏	名	出	生	職	業	名譽職ノ種類及履歴概要	年	手	當	額	備	考
-----	---	-------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-------------	---	---	---	---	---	---

員查監	日 月 年	者 抜 取	日 月 年
指示又ハ注意事項		同上整理ノ願未	
長村町市			

二 指導員タルベキモノハ市町村統計主任タル役場(所)吏員ヲ優先的ニ選任シ、其ノ他市町村役場(所)吏員、市町村農會技術員等市町村役場(所)ト密接ナル關係アリ日ツ調査員ノ指導者タルニ適スル者タルコト  
 三 職業欄ハ「何市(町、村)書記」「何市(町、村)農會技術員」「何組合書記」等ノ如ク記入スルコト  
 四 名譽職ノ種類及履歴概要欄ハ「何市(町、村)長」「何學校卒業」等ノ如ク記入スルコト  
 五 位階勳等アラバ備考欄ニ附記スルコト  
 様式第四號  
 農林水産業調査事務監督簿 何市(町、村)

00024

様式第六號

年月日	命	解任年月日	任	擔	當	住	所	氏	名	出	生	職	業	名譽職ノ種類及履歴概要	年	手	當	額	備	考
-----	---	-------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-------------	---	---	---	---	---	---

様式第七號

農林水産業業者臺帳 何市(町、村)第何調査區

氏名	又稱	住所	又所在地	農業者番號	備考
----	----	----	------	-------	----

水産業者ノ分

氏名	又稱	住所	又所在地	水産業者番號	備考
----	----	----	------	--------	----

林業者ノ分

氏名	又稱	住所	又所在地	林業者番號	備考
----	----	----	------	-------	----

様式第八號

耕作地名	寄帳	何市(町、村)第何調査區
番號	住所	又所在地
氏名	又稱	耕作面積
田畑計	畝	畝
畝	畝	備考

鳥取縣訓令甲第五號

昭和二年一月鳥取縣訓令甲第五號鳥取縣市町村統計事務處理規程別冊ニ左記各表ヲ追加シ昭和十六年調査ノ分ヨリ之ヲ施行ス  
 昭和十六年三月二十二日

鳥取縣知事 市 町 村 長 八 田 三 郎

00025

表號 表名記 市町村ノ報告期限 第二八 養蜂 昭和 年 第二九 養狸 翌年一月末日

考備	計	箱 (年末現在) 數	飼養戶數 (年末現在)			計	外國種	內國種	數	量	價	額	一貫ニ付價格			
			十箱未滿	十箱以上 五十箱未滿	五十箱以上									計	價	圓
			計	計	計											

00026

第二九 養狸 昭和 年十月末日現在

考備	計	飼養言數	五頭未滿			計	八ヶ月以上 八ヶ月未滿	數	生	產	額	一頭當リ價格			
			五頭以上 十頭未滿	十頭以上 廿頭未滿	廿頭以上								計	價	圓
			計	計	計										

告示

鳥取縣告示第二百四十七號

青果物出荷統制施設助成金交付規程左記ノ通定ム

昭和十六年三月二十二日

鳥取縣知事

八 田 三 郎

青果物出荷統制施設助成金交付規程

第一條 青果物ノ配給統制ニ關スル施設ヲ助成スル爲本規程ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ助成金ヲ交付ス  
第二條 助成金ハ縣農會ガ郡市農會又ハ青果物ノ共同出荷ヲ行フ團體ニ對シ其ノ出荷統制促進施設ヲ助成スル爲交付スル補助

金ニ對シ交付ス但シ別ニ國庫ヨリ獎勵金、補助金又ハ助成金ノ交付ヲ受クベキ場合ハ此ノ限ニ在ラズ  
第三條 助成金ノ交付ハ左ノ標準ニ依ル  
出荷統制指導費協議會費及通信印刷費ニ對シ其ノ費用ノ範圍内ノ金額





東

花見村	東郷松崎村	舍人村	泊村	字野村	橋津村	長瀬村	日下村	西郷村	伯郡	勝部村	中郷村	日置村	日置谷村	青谷町	正條村	小鷲河村	逢坂村	勝谷村	鹿野町	酒津村	寶木村	末恒村	大郷村	湖山村	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	書記

森田	森田	川木	青木	坂崎	河島	故島	伊藤	蒲島	見崎	尾崎	田中	大口	保本	小谷	横山	田中	浦田	原田	瀧田	山本	小泉	和泉	岡田	岡山
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

久治	恒義	爲茂	英藏	丈治	賢夫	猪市	哲藏	益藏	市藏	善市	壽男	德三	照明	房治	長友	増友	爲藏	民夫	龍藏	仁藏	繁治	永美	宗平	永吉
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

赤碓町	入橋町	古布庄	上郷村	下郷村	浦安村	由良町	大誠村	榮村	上北條村	中北條村	下北條村	高城村	灘手村	社村	北谷村	山守村	南谷村	矢送村	上小鷲村	小鷲村	倉吉町	竹田村	旭村	三朝村	三德村	
書記	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

森本	赤本	畑本	倉本	倉本	吉田	齋田	谷口	谷口	佐木	河本	野本	隅本	隅本	秋本	西山	山本	竹本	太田	竹田	加田	平田	松本	小松	津村
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

進藏	夫藏	孝一	雄三	市三	人年	郎則	正久	利博	晴柳	多孝	孝利	正久	博柳	竹申	健喜	光忠	豐吉	繁久	豐藏	吉正	善清	善清	善清	善清
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

西

尙德村	手間村	賀野村	東長田村	上長田村	法勝寺村	大國村	天津村	成美村	夜見村	富益村	大篠津村	中濱村	餘子村	上道村	境町	外江村	渡村	崎津村	彦名村	伯郡	上中山村	下中山村	安田村	成美村	以西村	
書記	同	同	同	同	書記	書記	書記	書記	同	同	同	同	書記	書記	同	書記	書記	同	書記	同	同	同	同	同	同	書記

大塚	福間	白川	板岡	稻部	武尾	北尾	龜尾	生田	門脇	佐木	本池	小谷	都田	藤本	往灘	小德	渡邊	松本	松岡	末次	阿賀	石賀	足立	小川
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

峰之	知丑	榮哉	武武	武治	信	繁	義忠	汎安	貞繁	宗	次明	亟治	三夫	弘一	比治	穰京	市基	宰亮	視造	史忠	藏知	雄明	清
----	----	----	----	----	---	---	----	----	----	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---

多里村	山上村	阿毘羅村	大宮村	黒坂町	二部村	野郡	逢坂村	光德村	御來屋町	名和村	庄内村	大山村	所子村	高麗村	宇田川村	澁江町	大和村	日吉津村	巖村	大高村	春日村	縣村	大轄村	幡郷村	五千石村
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

倉本	青砥	木砥	青砥	恩田	松原	橋井	吉田	明石	林原	押村	德永	金山	山根	堤島	野口	橋井	山岡	牛尾	田中	土井	山中	妹尾	湯原
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

忠榮	榮義	博鹿	勝久	勇堅	重光	鐵雄	繁高	慎雄	經吾	庄一	英一	邦三	正美	鹿雄	實雄	善夫	喜	忠	繁	久	豐	藏	吉	正
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---





00035

境町農會	上道村農會	餘子	中濱村農會	大篠津	和田	富益	夜見	成實	天津	大國	法勝寺	上長田	東長田	賀野												
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同												
技手	技手	技手	技手	技手	技手	技手	技手	技手	技手	技手	技手	技手	技手	技手												
門立	西立	中山	阿部	足部	木村	本池	安岡	吉岡	永岡	河岡	足岡	加岡	大岡	隅岡	伴岡	竹岡	大岡	井岡	生岡	板岡	井岡	上岡	井岡	梅岡	横岡	
一吉	三吉	節昂	義郎	彌太郎	宏正	繁正	勝吉	大齊	仲吉	孝隆	義潤	秀夫	節夫	辰夫	久夫	一夫	英夫	一夫	一夫	一夫	一夫	一夫	一夫	一夫	一夫	一夫
手間	尚徳村農會	五千石	幡郷	大幡	縣	春日	大高	巖	日吉津	大和	淀江町農會	宇田川村農會	高麗	所子村農會	大山	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
技手	技手	技手	技手	技手	技手	技手	技手	技手	技手	技手	技手	技手	技手	技手	技手	技手	技手	技手	技手	技手	技手	技手	技手	技手	技手	
門木	古田	北田	坂田	田邊	齊田	八幡	杉田	岡田	船尾	妹尾	中尾	後藤	藤本	杉本	中本	長本	松本	吹本	高本	本本	深本	小本	松本	松本	松本	
忠要	令藏	良男	正昇	繁久	民雄	一男	萬壽	宗男	富男	榮男	利夫	久夫	武夫	一夫	一夫	一夫	一夫	一夫	一夫	一夫	一夫	一夫	一夫	一夫	一夫	一夫

鳥取縣公報 第千二百十七號 昭和十六年三月廿二日 (第三種郵便物認可) 二三

00036

庄内	名和	御來屋町農會	光徳村農會	逢坂	日野郡	二部村農會	黒坂町農會	阿毘祿	山上	多里	日野上村農會	福榮	石見	日野	根野町農會	神奈川村農會									
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同									
技手	書記	書記	技手	同	同	技手	技手	技手	技手	技手	技手	技手	技手	技手	技手	技手									
銅倉	角本	後藤	金岡	松岡	金山	石江	生田	生田	岸田	古井	木下	木下	寶田	住田	細川	名越	蘆尾	喜美	杉原	松本	加藤	宇田			
岩雄	武雄	知孝	壽重	長重	則雄	榮一	千壽	正章	彦市	幸男	包男	癸男	宗明	正宗	正明	譽富	清春	利次	益市	最壽	儀十	正晴			
江尾	米澤	溝口町農會	日光村農會	入郷	大宮	米穀管理事務取扱員	保證責任買賣利用組合	保證責任買賣利用組合	保證責任買賣利用組合	保證責任買賣利用組合	保證責任買賣利用組合	保證責任買賣利用組合	保證責任買賣利用組合	保證責任買賣利用組合	保證責任買賣利用組合	保證責任買賣利用組合	保證責任買賣利用組合	保證責任買賣利用組合	保證責任買賣利用組合	保證責任買賣利用組合	保證責任買賣利用組合	保證責任買賣利用組合	保證責任買賣利用組合	保證責任買賣利用組合	保證責任買賣利用組合
住岡	長岡	末岡	田邊	一橋	相見	梅林	栗林	船越	古田	浪浦	森浦	江津谷	後藤	大島	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
源次郎	輝雄	親博	光義	忠義	敏明	隆一	喜義	立己	立己	善重	善重	三稔	新太郎	繁雄	酒造	善治	節治	善治	勤雄	一政	信春	春治			

鳥取縣公報 第千二百十七號 昭和十六年三月廿二日 (第三種郵便物認可) 二三





00041

◇鳥取縣告示第二百五十二號

砂糖配給統制規則第十條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通指定ス

昭和十六年三月二十二日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

岩美、私都飲食水店業組合

◇鳥取縣告示第二百五十三號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ノ規定ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十六年三月二十二日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名 稱 大正鼻緒製造組合

(ロ) 地 區 氣高郡大正村一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ鼻緒ノ製造ヲ業ト爲ス者

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ) 額

種 別	品 名	規 格	單 位	製 造 業 者 販 買 價 格	備 考
鼻 緒	擬革並製 大人用	巾長 一尺一寸五分	一足	圓 一、二三五	賣主店先渡價格トス

00042

◇鳥取縣告示第二百五十四號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル員ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十六年三月二十二日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

岩美、私都飲食水店業組合

◇鳥取縣告示第二百五十四號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル員ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十六年三月二十二日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名 稱 鳥取縣カラ紡製品販賣業組合

(ロ) 地 區 鳥取縣一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テガヲ紡製品ノ販賣業ヲ營ム者

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ) 額

種 別	品 名	規 格	單 位	製 造 業 者 販 買 價 格	備 考
鼻 緒	擬革並製 大人用	巾長 一尺一寸五分	一足	圓 一、二三五	賣主店先渡價格トス

同 同 巾長 九寸五分 同 一、二一五

同 擬革別太 大人用 巾長 一尺二寸 同 一、四一五

同 同 子供用 巾長 九寸五分 同 一、二一五

(ロ) 實施ノ日 昭和十六年三月二十二日

四 認可ニ附シタル條件

(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ

(ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

◇鳥取縣告示第二百五十四號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左記ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル員ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十六年三月二十二日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名 稱 鳥取縣カラ紡製品販賣業組合

(ロ) 地 區 鳥取縣一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テガヲ紡製品ノ販賣業ヲ營ム者

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ) 額

種別	品名	規格	單位	販賣業者販賣價格	備考
作業服	三綾ガラ紡	特	一着	一〇、〇六	
同	同	大	同	九、六五	
同	同	中	同	九、二四	

右價格ハ賣主店先渡價格トス

(ロ) 實施ノ日 昭和十六年三月二十二日

四 認可ニ付シタル條件

- (イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
- (ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

鳥取縣告示第百五十五號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左記ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十六年三月二十二日

鳥取縣知事

八 田 三 郎

一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名稱 鳥取縣學生服布帛販賣商組合

(ロ) 地區 鳥取縣一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ學生服布帛製品ノ販賣業ヲ營ム者

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

鳥取縣告示第百五十六號

馬匹去勢法施行規則第十七條ニ依リ昭和十六年度馬匹去勢ヲ左記ノ通施行ス依ツテ去勢スベキ牡馬ノ所有者又ハ管理者ハ去勢開始時刻迄ニ該馬匹ヲ最寄ノ去勢所ニ牽付クベシ

昭和十六年三月二十二日

鳥取縣知事

入 田 三 郎

去勢期日	時刻	去勢場所	出場區域
四月五日	自午前八時 至午前十一時	鳥取市吉方家畜市場	
四月六日	同	八頭郡船岡村	
四月七日	同	東伯郡倉吉町	
四月八日	同	同 郡浦安村	
四月九日	同	西伯郡所子村	縣 一 圓
四月十日	同	米子市勝田町	

(イ) 額	種別	品名	種類	規格	單位	卸賣價格	小賣價格
	布帛製品	更生地下足袋		表ス・フ・麻交織 裏ス・フ・底ガラ紡一足	一、三〇	一、四九	

本表卸賣價格ハ買主店先渡價格トシ小賣價格ハ賣主店先渡價格トス

四 認可ニ付シタル條件

- (イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
- (ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ



00045

四月十一日 同  
四月十二日 同

日野郡溝口町 同  
同郡多里村大字多里

◇鳥取縣告示第二百五十七號

東伯郡八橋町大字八橋一七五三番地ノ一德本清市ニ對シ羊豚商免許鑑札左記ノ通下付セリ  
昭和十六年三月二十二日

- 一 免許年月日 昭和十六年三月十七日
- 一 鑑札番號 第七七號

鳥取縣知事 八 田 三 郎  
一 取扱家畜 綿羊、山羊、豚

◇鳥取縣告示第二百五十八號

日本赤十字社鳥取支部病院看護婦養成所

右養成所ニ對スル内務省令第九號看護婦規則第二條第一項第二號ニ依ル指定内容變更ノ件左ノ通許可セリ  
昭和十六年三月二十二日

- 一 許可年月日 昭和十六年三月七日
- 二 生徒種別 甲種 乙種

鳥取縣知事 八 田 三 郎  
三 修業年限 甲種 二三年 乙種 二ケ年  
四 効力始期 甲種 從來通効力ヲ繼續ス 乙種 昭和十八年三月以後ノ卒業生ヨリ

◇鳥取縣告示第二百五十九號

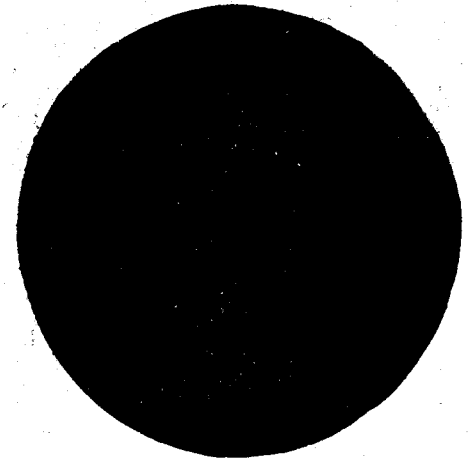
昭和十二年四月鳥取縣告示第二百二十八號統計調查員徽章佩用規定中「農林省統計報告規則並商工省統計報告規則ニ依リ市町村長ニ於テ任命シタル統計」トアルヲ「農林水産業調査規則、商業調査規則及工業調査規則ニ依リ任命セラレタル」ニ改ム  
昭和十六年三月二十二日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

00046

彙報 第九十七號

事 變 特 報



舉國一致  
盡忠報國  
堅忍持久

### 大政翼賛會實踐要綱

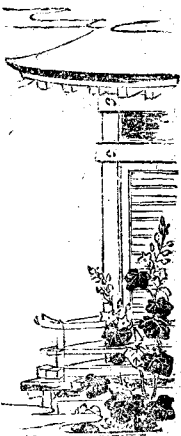
- 一、臣道の實踐に挺身す。  
即ち、無上絶對普遍眞理の顯現たる國體を信仰し、職分奉公の誠をいたし、ひたすら惟神の大道を顯揚す。
- 二、大東亞共榮圈の建設に協力す。  
即ち、大東亞の共榮體制を完備し、その興隆を圖るとともに、進んで世界新秩序の確立に努む。
- 三、翼賛政治體制の建設に協力す。  
即ち、經濟・文化・生活を翼賛精神に歸一し、強力なる綜合的翼賛政治體制の確立に努む。
- 四、翼賛經濟體制の建設に協力す。  
即ち、創意と能力と科學を最高度に發揮し、翼賛精神に基く綜合的計畫經濟を確立し、以て生産の飛躍的増強を圖り、大東亞における自給自足經濟の完成に努む。
- 五、文化新體制の建設に協力す。  
即ち、國體精神に基き雄渾・高雅・明朗にして科學性ある新日本文化を育成し、内は民族精神を振起し、外は大東亞文化の昂揚に努む。
- 六、生活新體制の建設に協力す。  
即ち、翼賛理念に基き新時代を推進する理想と氣魂を養ひ、忠孝一本國民悉く一家族の成員として、國家理想に結集すべき科學性ある生活體制の樹立に努む。

### 目 次

- 一 大政翼賛運動の本義と組織並に其運営に就て……………(一) 角 田 藤 三 郎 三 頁  
大政翼賛會組織局
- 一 スパイ電撃戰(下)……………(社寺兵事課) 五 頁
- 一 主要食糧農産物の増産計畫……………(農務課) 三 頁

源資よせ愛・產生よせ増

00049



### 大政翼賛會運動の本義と組織並に其の運営に就て (二)

大政翼賛會組織局 角田 藤三郎

次に國全體の衣替へ、國內の新體制確立と云ふことは、世界全體の衣替へ、所謂世界新秩序確立の一つとして御理解願はなければならぬと云ふことを申し上げたいと思ふのであります。

先づ皆さんは、十年程前に皆さんの考へ方を還へして頂きたいのであります。十年程前に、イギリスがカナダのオッタワにオッタワ會議を開きましたことは、皆さん御承知の通りであります。何故イギリスがオッタワにオッタワ會議を開いたか。申上げるまでもなく、其の當時日本のゴム靴が全世界を風靡致し、又日本の紡績産業が全世界を風靡致しまして、紡績産業の本案本元のイギリスのランカシャが、日本の紡績産業の發達のために壓倒されたと云ふことも、御承知の通りであります。

即ち其の當時のイギリスの状態を見ますと、外國の商品がどんとどんとイギリスの植民地、本國の方へ流れ込んで参ります。がた

めに、イギリス自體の經濟が立行かなくなつたのであります。其處で、イギリスの經濟を立行かやうにするためにはどうしたらいいか、其の相談を致したのがオッタワ會議なのであります。申上げるまでもないことではありますが、近代的な産業は、今から二七十年前程から發展して参つたことは、皆さん御承知の通りであります。其の近代的文明を推進して参りましたところの思想は何處にあつたかと申しますと、功利主義の思想であり、個人主義的な、自由主義思想と云ふ形を持ちまして其の底を流れて参つたことは、申上げるまでもないことでもあります。各個人々々が所謂弱肉強食の形を取りまして、自我功利の考へ方の上に立つて富を積んだ者が多く出て参りますならば、それが國全體の富である。さうした思想を以て、近代的な文明をイギリスが全世界に押し出して参つたのであります。

又、今日までの國民經濟學の開祖であると云はれて居りますイギリスの經濟學者のアダム・スミスが、「國富論」と云ふ書物を出しましたのが、經濟學の初めであると云はれて居るのであります。従ひまして、個人的自由主義の經濟思想、及び自由貿易主義の本案本元がイギリスであることは申上げるまでもないのであります。其の本案本元のイギリスが、オッタワ會議を中心にして致しまして、個人主義的な、自由主義的な考へ方と云ふものにおさらばを告げることになつたのが、オッタワ會議なのであります。

之までの自由主義思想の立場からは、經濟に對して國家が干渉してはいかぬ。政治に對しても國家が干渉してはいかぬ。凡ゆる人間活動に對して國家干渉すべからずと云ふのが、自由主義思想

00050

の底に流れて居る考へ方なのであります。

ところが、安い商品がどんとどんと他國から這入つて來ることに依つて、イギリス自體の經濟が立行かない。それを防ぐには、經濟が國家の干渉を受けなければ防ぐことが出來ないのであります。即ち高い關稅と云ふ障壁を設けて、外國の商品が這入つて來ないやうにすると云ふ政策を國が行つて呉れなければ、イギリスの經濟が立行かなくなつて参つたのであります。

即ち從來の自由貿易主義と云ふものを放棄致しまして、イギリスの植民地で出來ますところの原料に依つて、本國で商品を生産し、さうして本國で作られたものは植民地で使つて行くと、所謂イギリスの植民地、本國を通じての自給自足經濟の確立と云ふことを申合せたのが、オッタワ會議なのであります。之を稱しまして、大英プロックの建設と云つて居るのであります。

イギリスが大英プロックの建設を致しましてから、從來モンロー主義に立籠つて居りましたアメリカが、矢張り又アメリカプロックの建設を主張し、ソビエトロシアは第一次、第二次五ヶ年計畫を通じて、之又ソビエトプロックの建設と云ふことを試みやうになつて参つたのであります。斯様に十年程前のオッタワ會議は、世界が大きな一つの轉換を致したのであります。

御承知のやうに、イギリス、アメリカ、或はロシアは大きな領土を持つて居りますし、豊富な資源を持つて居ります。ところが、イギリス、アメリカ、ロシアの此の三大プロックから食み出されましたところの國々は、或は石炭が豊富であつても石油が足りなかつたり、或は鐵・石炭が豊富でありましても食糧が足りな

かつたり、食糧が豊富でありましても石油が足りなかつたり、兎に角重要産業資源、軍需資源、食糧資源、醫療資源を自給自足致すことの出來るのが、此の三大プロックであり、其の三大プロックから食み出されたドイツ、イタリー、或は日本の如きは、所謂持たざる國と云ふ状態に置かれたのであります。従ひまして、オッタワ會議を契機と致しまして、世界が持てる國と持たざる國に、大きく一つの線が引かれるやうになつたのであります。

それ／＼の民族が、それ／＼の民族としての生々發展の本能を持つて居るのであります。東洋を振返つて考へて見ますと、アジアには十一億六千萬のアジア民族が居るのであります。其の中の一割にもなるかならずの日本民族だけが、近代的な國家生活を營んで居るのであります。他の九割はイギリスか、或はアメリカか、フランスか、何れかのヨーロッパの國々が繁榮致しますための足場にされ、踏臺にされて居るのであります。

此の際、同じ文化の流れを持つところの民族は、お互に有無相通ずるところの新しい民族秩序を打建てまして、新しい民族の行き方と云ふものを考へ出さなきやならぬ。さうして此の十一億六千萬のアジア民族は、ガツチリと手を握らなければならぬのであります。

其の當時、大東亞プロックの建設と云ふことが、我國を中心にして云はれるやうになり、所謂日滿支プロックの建設、其の新しい民族の行き方に指導的役割を持つべきものは、何と申しましても日本民族に課せられて居る任務であります。それが、大東亞プロックの建設と云ふ大きな新民族新序を打建てると云ふ旗印の下

00051

に滿洲事變となり、又、イギリスの政治的世界支配の秩序でありますところの國際聯盟から脱退致しまして、さうして力強く大東亞建設に日本が踏み出すやうになつたのであります。

能く世間では、新體制の確立と云ふことを申し上げますと、何か日本がドイツの眞似をするものであるかの如く考へらるゝ人が相當あるのであります。之は飛んでもないことでありまして、實はドイツ、イタリーが、日本の行き方と云ふものに對して眞似てゐるのが、實際の姿なのであります。ドイツ、イタリーでは一指導者、一民族、一國家と云ふ言葉を最近使ふやうになつて居るのであります。之は日本の國柄を羨しく思ひまして、少しでも日本の國柄に近いやうな方法を探らなければ、新興ヨーロッパ民族の統一を圖することは出来ないといふ意味から、ヨーロッパ流に一指導者、一民族、一國家と云ふことを云つて居るのであります。

ドイツの雜誌でありますとか、新聞を御覽になつた方は、其の間の消息を充分に御承知と思ふのであります。最近「總力戰」と云ふ言葉が日本でも使はれて居りますが、此の近代戰を「總力戰」と云ふ言葉に依つて、初めて説明致したのがルーデン・ドルフであります。

其のルーデン・ドルフの「總力戰」と云ふ書物の中に、斯う云ふことが書いてあるのであります。日本の民族は何故強いかと云ふ問題を取上げて、  
「日本の民族が強いと云ふ理由は、數千年來日本民族は、連綿として打續いて居るところの國民的信仰を持つて居り、日本民

族は其の國民的信仰に歸一して、何時も行動を致して居るから強いのである。」

と云ふことを書いて居るのであります。  
其の國民的信仰とは、申上げるまでもなく、日本民族は神ながらの大道に歸一し、「うみゆかば みづくかばね やまゆかば くさむすかばね……」、何時も大君の御前に命を捧げまつる。此の國民的信仰に國民全體が歸一して居ると云ふことであります。ヨーロッパ民族もそれの信仰は持つて居ります。併しながら、其の信仰は國民的信仰とはなつて居りませぬ。例へばイギリスの國民でありまして、ユダヤ系の者はユダヤ教を信じ、或はカトリック教を信ずる。或は又新教を信ずると云ふやうに、それの信仰は持つて居るけれども、連綿として續いて、而も國民全體が歸一すると云ふ國民的信仰をヨーロッパ民族は持つて居らぬ。此の國民的信仰があるかないかと云ふ點が、其の民族を強くして居るか、弱くして居るか云ふ一點であると云ふ意味のことを、ルーデン・ドルフは書いて居るのであります。

日本の國柄は、甚だ一指導者と云ふ言葉で、陛下を指すことは畏れ多いこととありますけれども、併しヨーロッパ流には、一指導者、一民族、一國家。日本の國民が、天皇に歸一し奉ると云ふ此の國柄の下に、國家全體が統一されて居る。此の形にならなければいかぬと云ふ意味が、斯様なヨーロッパ的な表現になつて居るのであります。

有名なドイツの名著と云はれて居りますローゼン・ベルグの「廿世紀の神話」と云ひ、或は又、ダレ農林大臣の「血と土」と

00052

云ふやうな書物の中にも、總てが只今申上げましたルーデン・ドルフが指して居る此の點を強調し、さうして、二千年前の古代ゲルマンに還へらなきやいかぬと云つて居ります。

御承知のやうに、ドイツは二千年程前、ゲルマン民族と云ふものに非常な混亂が起きました、其處に民族の統一を欠いて參つたのでありますからして、其の二千年前の古代ゲルマンに還へらなきやならぬと、さうした考へ方に還へることが、日本の國情に少しも近づくことであると云ふ意味のことを云つて居るのであります。

大東亞共榮圏の確立を目指して、國內の體制を整へて參ると云ふ點に付きまして、昨年の八月二十八日の新體制準備委員會の際の近衛總理の聲明の一番最初に、斯う云ふことが出て居るのであります。

「今や我國は世界的大動亂の渦中に於て、東亞新秩序建設と云ふ未曾有の大事業に邁進しつゝある。此の秋に當り、世界情勢に即應しつゝ能く支那事變の處理を完遂すると共に、進んで世界新秩序の建設に指導的役割を果すためには、國家國民の總力を最高度に發揮して此の大事業に集中し、如何なる事態が発生するとも、独自の立場に於て迅速果敢、且つ有効適切に之に對處し得るやう、高度國防國家の體制を整へねばならない。而して高度國防國家の基礎は強力なる國內體制にあるのであつて、此處に政治、經濟、教育、文化等凡ゆる國家國民の生活の領域に於ける新體制の確立の要請があるのである。」

指導的役割を果すと云ふことは、之は單なる理想ではないのであります。イギリスの政治的世界支配の秩序である國際聯盟から日本が脱退し、滿洲事變に依る滿洲國の建設を通じて、民族の新しい行き方と云ふものを日本が身を以て世界に示したことに刺戟されて、ドイツに於てはヒットラー政權が確立したことは、皆さん御承知の通りであります。

私共が、肇國の大理想でありますところの八紘一宇の大精神を世界に顯現すると云ふことを申上げますのは、唯單に、空念佛として申上げて居るのではなく、既に我々は滿洲事變を通じて、世界新秩序の建設に身を以て實踐しつゝあり、ドイツ、イタリーは、此の日本の行き方と云ふものに對して見做つて來て居ると云ふ此の事實に對する世界的な、民族的な誇りと云ふものを我々は充分に持つて、國內の體制に當つて行かなければいけないのであります。何も之は自畫自讚誇張をして居るのではなくして、事實世界新秩序の指導的役割を果して來て居るのであります。ドイツイタリーはそれを見做つて、第二次ヨーロッパ大戰を通じて、ヨーロッパ新秩序の建設と云ふ方向に向つて居るのであります。でありますから、我々は此處に日本民族としての世界的誇りと云ふものを自覺致しまして、今日の時局に處して行かなければならぬと思ふのであります。此の世界的新秩序建設の指導者としての實踐と、其の誇りと確信あつてこそ、國內新體制の確立に邁進し得ることが出来るのであります。  
以上申上げましたことは、一の「臣道の實踐に挺身す」と云ふことと、二の「大東亞共榮圏の建設に協力す」と云ふ二點を大ま

00053

かに申上げたのであります。次に翼賛經濟體制、及び文化體制、生活體制引くるめて申上げたいと思ふのであります。事變前の當時の考へ方、所謂自我功利の考へ方を根本から變へて頂かなければ、此の新經濟體制と云ふ問題に付ては、御諒解が出來にくいと思ふのであります。

何故かと申しますならば、從來の者の考へ方でありまして「自分の工場で自分の金で何を作らうと、それは自分の勝手ぢやないか」。又「自分の工場で自分の金でどれだけ儲けよう」と、側からつべこべ云ふことは要らぬお世話ぢやないか。之が從來の考へ方であります。

又農村の側に立つて申しまして、「自分の持つて居る田地をそれを住宅にしよう」と、工場の敷地にしよう、何を作らうと自分の勝手ぢやないか。それにつべこべ云つて貰ひますまい」。之が從來の自由主義經濟の者の考へ方なであります。

併し、今日の時代に於きましてはそれでは困るんであります。何故かと申しますと、大東亞共榮圏の建設と云ふ大きな事業を致して居るのであります。大きな事業を行へば行程、多くの物資が必要になることは申上げるまでもないことなであります。多くの物資が必要になつて参りますれば、物資が幾分窮屈になつて参ることも、之又當然なであります。

さうでありますから、自分の工場で何を作らうと、自分の土地をどうしようといふぢやないかと云ふことは、滑らかに物資を流し、又それを生産して行くことは出來ないのであります。お互の日常生活が、總てが國家的な見地から考へられ、又、輸出され

て行くやうに致さなければならなつて参つたのであります。申上ずるまでもないことなありますが、さう云ふ方向に向ふやうになりましたのは、世界的に申しますと、オツタワ會議を契機としてあります。又、日本自身の問題として申上げまするならば、滿洲事變以來さう云ふ方向に置かれて來て居るのであります。

從ひまして、滿洲事變以來國家が國家的見地から統制して行かなければ、却々物の生産、消費と云ふことが、又は配給と云ふことが滑らかに参りませぬので、さうした從來の自由主義經濟に稍々統制が加はりましたのが、滿洲事變以後であります。其の姿を準戰時經濟と申して参つたことは、皆さん御承知の通りであります。

滿洲事變以來我國は準戰時體制と云ふ形を取り、更に支那事變が始まりましたからは「準」と云ふ言葉がなくなりまして、戰時體制と云ふ形を取つて参つたのであります。ところが、支那事變が四年、五年と續いて参りました今日に至りましては、戰時體制を更に引上げた高度國防國家體制に、國全體の建前を變へて行かなければならなつて参つたのであります。

戰時體制と云ふことは、戰時に對する平時と云ふ考へ方との對蹠的なるものであることは、申上げるまでもないことなであります。でありますから、戰時と云へば一時的な、臨時的なものであると云ふ考へ方が根本となりまして、戰時對策と申上げますと、一時的な、臨時的な應急處置であると云ふやうな考へ方が、多くの人々の頭の中にこびりついて居るのであります。

00054

併しながら、此の大事業を賈いて参りますためには、間に合せの考へ方、態度と云ふものではないのであります。さうでありますからして、今日我國に取りまして一番必要であることは、戰時の建前が、即ち平時の建前であり、平時の建前が、即ち戰時の建前であります。即ち平戰一如の體制と云ふものが、高度國防國家體制なであります。

我國が、自由主義經濟にお別れを告げる第一歩でありました滿洲事變から考へて見ますならば、準戰時體制から戰時體制、さうして今日は高度國防國家體制と、三つの段階を経て來て居るのであります。

今日以後國家として必要なことは、此の高度國防國家體制を築き上げて行くことなあります。從ひまして、戰時即平時の體制と云ふことは、此處にどうしても凡ゆる部面に國民の全力を集中していかなきやいかん。翼賛經濟體制は、其の經濟部面に向つての、以上申上げたやうな意味の體制を整へて行かうとするところなあります。

何故さう云ふ方向を辿つて行かなきやならぬかと云ふことを、極く大綱みに申上げますならば、滿洲事變が始まりましたから配當制限が行はれたことは、皆さん御承知の通りであります。何故配當制限が行はれるやうになつたかと申しますと、斯うした大きな事業を賈いて行きますために、例へば飛行機が五千臺必要である致します時に、其の人の營利心に委して儲け放題にして行く、或は作り放題にして行くことなあります。物の消費が増へて、増へれば増へるに從ひまして、物の

値段が騰上りになることは申上げるまでもないことなあります。凡ゆる物價が五割騰つたと致しますならば、作戰計畫や其の他に於きまして、五千臺の飛行機が必要であるに拘らず、二千五百臺しか手に這入らないと云ふことになるのであります。さうなりますれば、作戰計畫の上にも狂ひが参りますし、凡ゆる點に狂ひが参りますならば、此の大事業を推し進めて行くことが出來ないのであります。

其處で、先づ配當制限を行つて、さうして儲け放題景氣のいゝ者が、水のやうに金を使ふと云ふことのないやうにして行く必要のために、此の政策が取られたのであります。實際上は、利益賞與であるとか、何等かの形に於てやられるので、配當制限を行はないと同じやうな結果になつたのであります。

其處で、實際上に於て効果あるやうな方法を國として講じなければならぬと云ふことになりまして、今度は、配當制限を更にすばめました利潤統制と云ふことになつて参つたのであります。其の方法と致しましては、どうしても國家が經理監督を致さなければならぬのであります。其處に經理統制と云ふものが行はれるやうになつたのであります。

一つの具體的な例を取つて申上げますと、配當制限を行ひまするには、矢張り或る一つの商品の原料や、或は材料が、幾ら／＼使はれて來て居るか、又労働賃金と云ふものが、幾ら／＼拂はれて來て居るか、又工場の設備とか其の他の點には、どれだけの金が費されて居るか、それらに對する資本の利廻りと云ふものは、どれだけのものがなければならぬかと云ふやうな、さうした

原價計算の形を取らなければ、利潤の統制と云ふことが行はれないのであります。それで今日では、二十萬圓以上の資本金の會社に對しましては、それが適用されて居るのであります。

さう致しますることに依つて、適正利潤と云ふものが決められ、適正利潤を十分に致しまするならば、九分の利潤の配當を行ひまして、其の他は次の生産を擴大するための資金に積立てると云ふやうな方法を取り、さうして今年よりは來年、來年よりは再來年と、生産力の向上に向つて行くやうに、其の利益金が使はれるやうに致さなければならぬのであります。

もう一つは、從來は技術と云ふものが、非公開主義になつて居つたのであります。之を新經濟體制の面に於きましては、公開主義に依つて行くことになつたのであります。何故公開主義になつたかと申しますと、今日は科學戰であり、技術戰であると云はれて居るのであります。戰爭に勝つためには、國民の精神力が旺盛でなければならぬことは、申すまでもないことであり、併しながら、今日の國際情勢に於きましては、單なる精神力だけでは戰爭に勝つことは出来ないものであります。

例へば、或る國が百メートルの火力を持つた火焰砲車を持つて居り、或る國が、五十メートルの火力より持たないところの火焰砲車を持つて居つたと致しまするならば、百メートルの火力のある火焰砲車のために、五十メートルの火焰砲車がやられてしまふのは當然であります。勿論最後を決定致しまするものは、國民の精神力であることは申すまでもないことであり、併しながら、科學の力、技術の力と云ふものを無視することは出来ない

のであります。

今までは、甲の工場、或る技師が非常に能率のあるものを發明したと致しまするならば、之を公開することは損であると云ふやうな目先勘定に走り、其の甲の工場を經營して居る一營利主義の資本主のために、其の技術と云ふものが、闇から闇に葬られて居ると云ふのが、今日までの事實であつたのであります。

何故かならば、若し乙なり丙なりの工場の經營主にそれが分つて利用されますならば、自分の工場が立行かなくなるので、乙にも丙にも知らさないで、其の工場を經營して居るところの一營利主の探算から、闇から闇に葬つてゐたのであります。

文字通り日進月歩の時代に、さうした一營利主の營利心のために、國家的見地から見て必要となる技術が、闇から闇に葬られると云ふことはいけないと云ふので、技術公開を行ふやうに既に新聞で御承知のやうに、ス・フなんかでも今日公開主義を採用してどん／＼やつて居りますことは、御承知の通りであります。

勿論國防的な見地、防諜的な見地からは、或る程度技術の秘密と云ふことが保たれなきやならぬのであります。が、さうした車の機密に觸れない範圍に於て、其の技師の國家的な發明と云ふものを一營利心に依つて犠牲にして行くことをなくするために、技術の公開と云ふことが採用されるやうになつて參つたのであります。

又一方には、「技術と勤勞の國家報奨制度」と云ふものが採用されるやうになつたのであります。之は技術者、或は一般勤勞大衆

00056

が、一營利主義の營利主のために犠牲になると云ふことは、生産力擴充を致し、安いいゝ品物を、どん／＼多量に生産して行かないやならぬ今日の國家的要請の時代に於ては、非常に宜しくないものであります。其處で技術者、及び勤勞大衆の働きに應じて、國家がそれに報ひると云ふ方法を取らなければ、技術戰、科學戰に對應するところの生産力の擴充は期し難いと云ふので、さう言ふ方法を、經濟新體制の面に於て採用するやうになつたのであります。

更に申上げて置きたいことは、經濟新體制と言ふと、能く世間では、あれは赤でないかと言ふやうなことが言はれるのであります。が、之は飛んでもないことでありまして、從來の自由主義經濟學、及び社會主義經濟學では、計畫的な國家統制經濟と言ふものは、國營であり、專賣でなければならぬと、説いて居るのであります。が、新經濟體制は、此の專賣國營と言ふ行き方を根本的に否定致して居るのであります。さうして民營に基礎を置いて、國民の總力、國民の總意と言ふものを、充分に發揮して行くと言ふ建前に立つて居るのであります。

以上申上げましたことは、之は工業生産の場合の例を申上げたのであります。之を農業生産の場合に取つて申上げますならば、矢張り同じことが申上げられるのであります。「自分の土地で何をやらうと、又自分の土地をどう處分しやうと自分の勝手ぢやないか」。之が從來の人の考へ方であつたのであります。之では、決して農業増産の確保を圖ることは出来ないものであります。例へば、支那事變が起りました昭和十二年の六月頃から、十三年

の末一年半程の間に、耕地が、工場其の他に潰れました面積が、日本全國で四萬町歩程あるのであります。關東地方の各府縣を平均して見ますと、一縣平均九百町歩、群馬縣の如きは、一千町歩以上の耕地が、工場に潰れたのであります。恐らく今日は、もつと多くの數字に上つて居るのぢやないかと思ふのであります。物を作らなきやならぬ肝腎要の耕地が、農林省其の他の農業團體の御存じのない中にどん／＼と工場其の他に潰れてしまつたんで

は、決して生産力の擴充は確保出来ないものであります。勿論、重要産業の生産力は高めて行かなきやならぬのであります。が、併し、私共が旅行致して能く目に付きますのは、所謂美田、熟田と言はれて居ります鐵道沿線の立派な耕地が潰れて居るのであります。さうした美田、熟田に工場を建てなければ、重要工業生産品が出来ないと云ふのであれば別問題であります。が、併し工業生産品は、荒地に工場を建てても出来るのであります。

併し、一旦潰れた美田を、例へば九百町歩潰れたからと言つて、荒地を九百町歩開墾致しましても、其の美田の九百町歩と、開墾地の九百町歩との生産力は決して同じではないのであります。荒地を美田に致しまするまでには、相當年月と、相當の資力を必要と致すのであります。

それに鑑みまして、本年の二月二十日から、耕地を農業以外の目的に利用致しまする場合には、知事、及び農林大臣の許可を受けなければならぬと云ふ農地管理令が、實施されて居るのであります。

00057

従ひまして、今後米が作られて居ります土地に、從來の考へ方で工場を建てやうと思はれる場合には、長官の許可を受けなければならぬのであります。若し此の場合に、食糧政策の上に支障があるかないかと云ふことを調査致しまして、支障ありと致しますならば、其の申出には許可を與へないことになつて居るのであります。

又、それと同時に農地管理令は、新に作付の規正を規定致して居るのであります。例へば、諸が一億貫なり國が必要である。それを各縣に割當てる。縣では、又それを機械的に、形式的に各町村に割當てる。町村では諸を作つて居らぬ鐵道に働いて居る人であるとか、或は又、小學校の先生とかにも何貫目出さないといふやうに割當てる。作つて居らぬ人は、どつから買つて来て役場へ届けると、之が事變前後にありましたところの、諸の供出の姿であつたのであります。作らない人が買つて来て出したんでは、決してそれは増産ではないのであります。

其處で、どの地方にはどう言ふやうな土壌の土地がある、どの地方はどう言ふ氣候風土であると言ふ調査の上に立ちまして、どの地方では、どの土地で、何をどれだけ作つて出して貰ひたいと言ふやうに、作付の規正を行ふことになつたのであります。丁度工業の場合に、平和的な産業を後廻しにして、さうして重要産業に重點を置いて参りますやうに、各農家に不急農作物を止めて頂いて、時局に必要な農作物を作つて頂くやうにしなければならぬのであります。

さうした國の方針と言ふものを充分に國民が呑み込んで、さうし

た法律の發動を待たずして、國民が自發的に協力するやうに致さなければ、決して國の力と言ふものは、底力あるものとなつて現はれないのであります。でありますから、皆さんは法律の御厄介になる前に、それを自發的に言ふところ、所謂臣道の實踐があるのであります。一々法律に動かされて、丁度馬に馭者が無理矢理に鞭を打つて歩くやうな醜態を演じないやうに、國民自らが心得なきやならぬと思ふのであります。

一面に於きましては、現在我國の小作料は非常に不合理なんであります。其の小作料と言ふものを是正致さなければ、農業生産に對しての安定を圖つて行くことは出来ないものであります。之がために、適正小作料の設定が既に問題になつて居ることは、皆さん御承知の通りであります。

昨年十二月、大政翼賛會の山形縣支部の發會式に私参りました時に、縣當局の方から承つたのでありますけれども、山形縣地方では、最高小作料の四割の引下げをなすつたさうであります。又、秋田縣地方に於きましても、同様四割の引下げをなして、適正小作料にしたさうであります。私は、まだ御當地の事情は存じませぬが、之はお互が考へなきやならぬ點ぢやないかと思ふのであります。

例へば、農家の風景を有名な畫書さんに書いて貰ひますと、大抵兩が曲つて、壁が落ちて破れた股引がぶら下つて、さうして庭に一羽の鶏が歩いて居る。其の傾いた兩の横から、梅の枝が首を出して居ると言ふやうな繪を描いて、甚だ得意になつて居る。又書いて貰つた人も、「却々良く書いてゐますね」と感心して居る。兩

00059

が傾いて壁が落ちて、破れた股引を書いて賞められると言ふところに、お互が考へ直さなきやならぬ點があるぢやないかと思ふのであります。

都會の風景を書いて呉れと言ふ時に、兩が曲つて、壁が落ちて破れた着物がぶら下つて居る繪を書いたら何と言ふか。之は、どつかの貧民窟でも書いて呉れたんかと思ふ。都會は兩が曲らず壁が落ちず、破れた股引がぶら下つて居らぬのが當り前であり、兩が曲つて、壁が落ちて、破れたものを着るのが、農村の當り前の姿であると言ふ此の考へ方を直さなきやならぬと思ふのであります。従ひまして、斯る誤つた農村觀と言ふものを叩き直して、明朗な農村にして行かなきやならぬと言ふのが、農業新體制の眼目でなければならぬと思ふのであります。

それで、農村の新しい衣替へが必要になつて参るのであります。能く世間では、日本の百姓は五段百姓だと申すのでございますが、甚だ之は輕蔑したやうな言ひ方で恐縮なんであります。併しながら、全國的な農家一戸平均の耕地面積は一町七畝であります。日本の農家の約七割と言ふものは、一町にも達しない五段百姓なのであります。でありますから、農家が化物見たやうな形に置かれざるを得ないのであります。

商業を營んで居る人が、其の商業に依つて生活が成立つのは當り前、役所に勤めて居る人が、其の役所から得るところの金に依つて生活が成立つのは當り前であります。ところが、日本の農家は、農業では成立たぬと言ふのが一般の姿であります。さうでありますから、肥料代に困つたと云つては娘をどつか

へ働きに出すとか、甚しいのは女郎に叩き賣つて、其の子供の血の滴るやうな金で肥料代を賄ふとか、或は年貢代にしなければならぬと言ふやうな姿が、農村のあちこちに見えるのであります。矢張り明朗な農村、堅實な農村を打建て、参りますためには農業經營に依つて生活が出来るやうにして行かなければならぬのであります。日本の農村は、現在では大部分が小農の方々なのであります。それを中農範圍の農村に致さなきやならぬのであります。

昭和九年頃の、農林省經濟史生部の調査に依りますと、それは一毛作地、二毛作地と、それ／＼の地方に依つて面積は多少の違ひはございますが、現在は大體お化のやうな姿を致して居るのであります。現在から、二町乃至二町半經營出来るやうな方法にして行かなければ、百姓が百姓として成立たないと言ふことを言はれて居るのであります。

兎に角、現在の耕地面積の倍以上を経営するやうな百姓にして行かなきやいかぬ。之が今日言はれて居りますところの適正規模農家の設定、及び適正部落の設定であります。さう致しまするためには、土地には限度があるのでありますから、大仕掛な開墾事業を行つて行くといふ今回の議會に於きまして、農地開發團と言ふものが通過致しましたのも、其の一つの現はれであります。鳥取縣に於きましても、大仕掛な開墾を御奨励になつて居るやうであります。それも一つの現はれであります。

又一方、現在工場方面に於きましては、生産力擴充の勞務動員計畫のために、多くの人を農村から要求して居るのであります。そ



00059

れを又、農村では果して行かないやいけないのであります。又分村計畫に依りますところの、大陸の經營と言ふことも必要なんであり、斯うした分村計畫と、勞務動員計畫の要求に従つての都會への進出、それから開墾と云ふ此の三つの方法を取つて、初めに適正規模農家の設定と言ふことが行はれるのであります。

能く世間では、勞力が不足し、畜力が不足して居る時に、さうした分村計畫とか、或は都會の勞力の要求であるとか、そんなことは出来ないし、開墾なんかやつたんぢや尙ほ手不足になると斯う言ふことを聞くのであります。此の人達は、ものを發展する姿に於て理解することの出来ない人なのであります。

工業に於て生産力を高めするために、工業の合理化を行ひますると同じやうに、農業の場合に於きましても、何時までも鋤を擔いで蚯蚓の腸を切るものが、農家の姿であると言ふ封建的な姿から抜け切つて、農業の經營合理化を行ふことが必要なんであり、

其の方法と致しましては、御承知のやうに、現在十數ヶ所に分散して居りますので、一段歩の米を作りますにも、關東地方でありますと、三十二、三人の勞力が必要なんであり、それを、一所へ交換分合を行ひまして集團化しますならば、二割五分の勞力の節約が出来るのであります。又二割五分の節約が出来ますと同時に、農業の機械化の途が、非常に楽になつて参るのであります。

斯るが故にこそ、事變前まで耕耘用のトラクターが、全國で二

百臺あるかなかつたものが、今日では僅かに二、三年程の間に、三、千數百臺に増へて居るのであります。而も、馬を飼つたりするよりも安く上りますから、機械化がどんどん進んで居るのであります。經濟的にも安く、又時間的にも能率が上り、從來四十人の人を要したものが、機械化で致しますならば十人で済むと言ふのが、が實際の經驗の示して居るところであります。

以上は、大體物を作る側のことを申し上げたのであります。適正小作料の設定とか、或は適正利潤設定と言ふことを申し上げますと、何か事業主と、さうして土地を持つて居る方だけが、えらい犠牲を背負はされるやうに考へられるのであります。之は飛んでもないことでありまして、今日では如何なる人でも、相當大きな犠牲を拂つて居るのであります。

例へば、一般農家の方面で見ましても、諸に例を取つて考へて見ましても、如何に多くの農家の方々が、大きな犠牲を拂つて居るかと言ふことが分るのであります。生諸で賣れば、相當い、値段で賣れるのであります。併しながら、今日の國家の要求に對しまして、干薪で損を承知で供出致して居るのであります。適正小作料の設定とか、或は適正利潤の設定に依るところの、犠牲どころの騒ぎではないのであります。

さうでありますから、此の大きな時代の轉換に際しましての犠牲と言ふものは、決して或る一部の人だけが背負はされて居ると言ふ問題ではないのであります。如何なる職域、如何なる地位にある人でも、眼を凡ゆる方面に配つて御觀察を願ひますならば、不平不満は決して出ないのであります。

00060

更に、今度は配給の方面から見ますと、之も大きな時代の遷り變りと言ふものを、我々は掴むことが出来るのであります。極く簡単に申し上げますならば、事變前の、自由主義經濟時代に於きましての商業者の役割と言ふものは、三つあつたのであります。それは第一に、自由取引を通じて物價の調節を圖つたと言ふこと、第二は、自由取引を通じて需要供給のバランスが自然に取れまして、價格の調節を行つたと云ふこと、此の二つの役割を果しながら、消費者に物を配給するといふ三つの役割を果して居つたのであります。

ところが、滿洲事變以來段々と物資が窮屈になつて参りました。統制經濟の時代に於きましては、思惑や、見込買をやられたんでは物資が偏在致しまするし、價格が混亂する。其處で切符制度割當制度と云ふ方法を用ひまして、國家的、公共的な見地から、配給の統制を行ふやうになつて参つたのであります。従ひまして、商業者の手からは物資の調節と云ふ役割はなくなつたのであります。

更に又、價格の調節と云ふ面でありまして、之も思惑、見込買と云ふものをやられたんでは價格に混亂を來します。國家的、公共的な立場から、(甲)、(乙)と言ふ範圍に依つて示されて居りますやうに、從來の自由價格に代りまして、統制價格と云ふものに變つて参つたのであります。従ひまして、價格の調節と云ふ役割は商業者の手から消へて、唯、物資の配給者としての役割が残つて居るだけあります。

でありますから、商業利潤の生じます餘地が段々少なくなつて参りまして、商業利潤に代りまして、商業手数料と云ふもの

に變つて参つたのであります。従ひまして、公正なるところの手数料はどう云ふ方法に依つてやるかと云ふことが、商業者の問題になつて参るのであります。所謂塩、煙草、切手等を賣る人々と同じやうに、以後の商業と云ふものは手数料主義に變つて参るのであります。

自由經濟時代の際には、思惑、見込買に對して如何に機敏に立廻るか、所謂紀國屋文左衛門に倣ふことが、商業道德の發露であり、それが商業の眞髓であるかの如くに考へられて居つたのであります。此のことが、罪惡となるまでに時代に大きな轉換をして居ると云ふところに、充分御諒解を願はなきやならぬのであります。

時代の遷り變りと云ふものは、丁度時計の針のやうなものであります。斯うして時計の針を見て居りますと、短い針は動いて居るか居らないか分らない。ところが、私が此處へ立ちましてからは、二時間と四十分経つて居ると云ふことが分るのであります。自分自身は、大きな轉換の中に這入つて居るから分らないのであります。お互が一年前、二年前、五年前に遡つて見ますと、如何に大きく世の中が轉換して來て居るかといふことが、判つきりと分るのであります。我々は、さうした時代の動きといふものに對して充分なるところの觀察が必要であり、其の觀察が出來てこそ、初めてお互の肚がすわるのであります。此の肚がすわるかすわらないか、時代に對するところの觀察に誤りがあるかないかといふことが、之からの時代に大きな作用をなすと思ふのであります。



00061

殊に商業者の場合は、大正年代以後は失業者の溜り場になつて居りまして、役所を辭めた人でも、工場を辭めた人でも、少し金を持つて居りますると商賣を始めた云ふのが、今までの商業者の實情であつて、何のことはない失業者の溜りが商業で、其の結果が消費する人よりも、現在は商業者の數が非常に増へて、此處に小賣商の過剰と云ふ問題が出て來て居るのであります。それ此處に轉失業者と云ふ問題が出て來て居るのたがために出て參つて居るのであります。

例へば、東京の八百屋さんに例を取つて申しますと、一軒でいゝところに七軒あると致します。すると、八百屋同士が共食ひをやつて居るから立行かないので、他の六軒は何等かの形に於て調整して行かなければならぬのであります。其處に、矢張り商業報國運動としての御指導の御苦心と、又、商業報國運動の必要が其處にあるのであります。詰り人口の再配置と、それから職業の再編成と云ふことが行はれるのであります。

明治維新の際を振り返つて考へて頂きますと分るのであります。が、慶應三年十二月九日に大政奉還、明治維新の確立と云ふことになつたのであります。其の以前までは、二本の刀を差して居る侍でなければ人間でないやうに、士・農・工・商と云つたのであります。ところが、侍でなければ人間でないやうな立場にあつた其の侍が明治政府の確立と同時に、所謂明治新體制の確立と同時に、四百萬のお侍は、今日の言葉で云ふ失業状態に這入つたのであります。

其處で、四百萬のお侍が新しい時代に活きるために、商賣を覺

えて頂きますための士族授産制度と云ふものを實施致したのであります。此の士族授産制度と同じ性質を持つて居りますのが、今日の國民職業指導所であります。それから、お侍さんが新しい仕事を覚えなすまで生活不安に陥つてはいけませんので、失業手當と云ふやうな意味も多分にあつたのであります。蓄積證券を發行して居るのであります。

又一方に於きましては、北の方エトロー方面はロシアの進出が強く、北海道は非常に危険な状態にあつた。北海道は非常に人口が稀薄で、未墾地であつたのであります。其處で、奥羽二十六藩のお侍には、今日の言葉で申します武装移民として北海道の開墾に出て頂くと同時に、北邊の防備に備へて頂いたのであります。今日大東亞共榮圏の確立に際しまして、矢張り北滿方面は人口が稀薄でありますし、國防的見地から申しまして、此の意味から、北滿の開拓、分村計畫と云ふことが喧しく云はれて居るのであります。

昔から歴史は繰返すと云ひますが、將棋の駒を動かすやうなものゝ云ひ方をして恐縮でありますけれども、さうした時代の大きな轉換の際には、人口の再配置と、職業の再編成が必要なのであります。さう云ふ點に付きまして、今日此處にお集りの此の地方に於ける指導の立場に居られる皆さんには、充分に御觀察を願ひたいと思ふのであります。

以上は生産配給の面から申上げたのであります。併しお互は、或は商人として、或は農民として、或は又工業に従事する者と

00062

して、色々生産方面に關係を持つて居るのでありますけれども一旦家に歸りますならば、お互は大きな消費者なんでありまして、計画的な生産、計画的な配給の面に於て、晝間は相當大きな犠牲を拂ひながら、苦しみながら、家に歸つた際の消費生活に對して、果して秩序ある消費生活、計畫ある消費生活をなして居るかと思はれますと、生産生活と比較して遅れて居るのであります。此のことに、お互は氣付かなきやならぬのであります。

「肥料がない、畜力がない、勞力がない、それに増産しろなんて云ふのは無理ぢやないか。だけでも、其の無理を忍んで作ることに非常時の姿があるんだ」と云つて皆が非常に苦しんで居りながら、「俺は百姓だから、白米食つたつて當り前ぢやないかと云ふやうな調子で、白米を自我功利の考へ方で食つたら、晝間のさうした苦しみ、結局夜のお互の消費生活のだからしないことに依つて、自分自身で首縊るの柳を引つ張つて居る結果になると云ふことを、自覺しなきやならないのであります。

さうした點に付きまして、矢張り消費生活に秩序があり、計畫ある消費生活を営むためには、一つの秩序、組織と云ふものが必要なのであります。其の組織が部落會であり、町村會でありまして、町内會、部落會は、さう云ふ大きな役割を課せられて居ると云ふことを、充分に御認識をお願い致しますと思ふのであります。都會に於きましては既に木炭、砂糖、米と云ふやうなものは、町内會のお世話を経なきやならないのであります。それは要するに、國民の消費生活に秩序を作り、計畫性を作ることでありまして部落會、町内會運動が旨く行つて居るか居らないかと云ふこと

は、結局其の地方の消費生活が、旨く秩序立つて居るか居らないかと云ふことのバロメーターであります。従つて此の運動がだらしなかつたならば、其の地方の計畫生産、配給生産と云ふものを打壞はして居るのだ、天下に曝け出して居るのだと云ふことを充分御認識願つて、御指導賜はりたいと思ふのであります。

以上は新經濟體制、別な言葉で申しますと實質經濟體制、並に新生活體制に於ける概略を申上げたのであります。次に簡単に、政治體制の問題を申上げたいと思ふのであります。

今日まで、經濟の面に全然交渉がなかつた警察が、統制經濟になりますると、經濟警察と云ふやうな形で、經濟が政治化して來て居るのであります。所謂高度國防國家體制の特徴が其處にあると云ふことを、充分に御觀察を願はなきやならぬと思ふのであります。

斯様に政治が經濟化して參りましたならば、政治の中心に立つ人が、それ／＼の職域を通じての經濟的専門知識を持つた人でなければ、政治が旨く賄へないと云ふことになるのであります。既に日本國家としては、滿洲事變以來それを要求致して居るのであります。ところが、滿洲事變以來、政治の中心に立つて居る所謂政治家と云ふものはどうであるか。お互が政策の貧困を啣ち、或は又政治の貧困を啣ち、又既成政治家を攻撃する前に、反省して見なきやならぬ點が此處にあると思ふのであります。

例へば、演説會がありますと、景氣のいゝことを云つた政治家に對して、パン／＼と手を叩いて歸つて來る。家へ歸つて來て考へて見ますと、「あの人は、兎に角景氣のいゝことを云

00063

つたから盛んに手を叩いて来たが、扱てあの人は何をいはれたんかどうも譯が分らぬ。兎に角景氣のいゝことをいつたから手を叩いて来た。まああれに投票しやうぢやないか」といふやり方が、今日までの國民の態度であつたのであります。従つて、政策の貧困と、政治の貧困を聊たなければならなかつたのであります。

今日我々國民は、職能組織を土臺とした新しい政治體制を打建てなければなりません。所謂翼贊政治體制と申上げて居りますことは、さうした無責任な政治家を出したり、又、さういふ政治家を誦らすやうな態度をお互が改めなければならぬといふ點にあると思ふのであります。

能く現在の政治家は斯ういふことをいふのであります。「議會は政府を監督するのである。立法權は行政權の上に立つものである」之が從來の議會人の考へ方でありました。

我國に於きましては、立法權と申し、行政權と申し、司法權と申し、孰れも之は 天皇に屬するものであります。又、憲法第三條に「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」、所謂 天皇は現神である。従つて、其の現神の 天皇の大權は、どちらが上でどちらが下と云ふさうした筋合のものではないのであります。

申上げるまでもなく、十九世紀のイギリスの憲法思想から申しますならば、立法權が行政權を支配し、所謂議會が政府を監督すると言ふのが、之がイギリスの建前あります。イギリスはそれではないのであります。併しながら、我國の欽定憲法は行政權も、立法權も、亦司法權も、之は 天皇の大權に屬するものであります。立法權が先であり。行政權が後であると云ふ性質のものではない

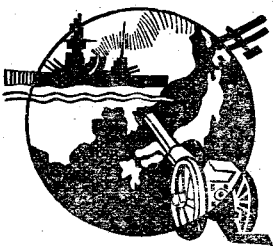
のであります。矢張り、立法大權に對し奉るところの議會體制と言ふものが確立されて、初めて翼贊議會體制と言ふものが出来るのであります。又此のことは、行政大權に對し奉つて、日常不斷に翼贊し奉るところの體制が必要なのであります。

### 建設へ捧げよ

### 勤勞銃後の努め

(未完)

00064



## イ パ ス 電 撃 戦 (下)

### 狙はれる日本

日本は、今、戦争をしてゐる。支那事變といふ大きな戦争が五年にも及んでゐることを忘れてはならない。

ドイツの電撃戦は、北支戦線よりも規模は小さいのだ。全体を較べてみると五十倍も、支那事變の戦場は廣いのである。

日本はどれだけ弱つてゐるだらうか？  
まだどの位戦争が續けられるだらうか？

日本の國民はもう戦争に飽いてはゐないだらうか？  
それよりも戦線に立てる強い男子はどれ位残つてゐるだらうか？

食糧や物資はいくらあるだらうか？  
一番困つてゐるものは何だらうか？

蔣介石やそれを援ける國々が知つたが、つてゐる事は山ほどある。そしてそれを探り出すためには恐るべき多數のスパイが入り込んでゐるものと思はねばならない。

まだ事變の始まらない昭和三年から昭和十三年までの十年間に我國の中で挙げられたスパイ事件は四千九百件に上つてゐる。ただこの外に要察法にひつかつたのが四百件もあるのだから、全部合すると五千三百件に達する。全く驚く外はない。

一ヶ月平均して四十四件、二日に三件のスパイがあつたわけである。まだこの他に當局の眼にふれないものもあるだらうから、毎日二つや三つのスパイは全國のどこかで行はれてゐることになる。

事變前でもこの位あつたのだから、事變が始まつてからは多くなつても減る筈はない。毎日四ヶ所も五ヶ所もスパイの怪しい眼が光つてゐるわけである。新聞に發表されないからと安心してはならぬ。

「人を見たら泥棒と思へ」といふ諺があるが、ほんとうに「怪しい奴を見たらスパイと思へ」といふ諺がある。

日本人で國を賣るやうな非國民は一人もないに決つてゐる。しかし、つい油断して大切な秘密を敵に漏し、スパイに利益を與へたなら賣國奴も同様だ。うっかりしてスパイの手先に利用されないやうにせねばならぬ。

スパイは君の隣りにもゐる！  
◆ 武勳を語る際に  
「あなたの弟さんは出征されたさうですな」  
「え、去年の暮から南支方面に行つてゐます」  
「さうですか、お元氣ですか」  
「有難う、働き盛りの二十五だから、少し鍛へた方がアレの爲

00065

にもなりませう。」  
「お國の長崎の方はお困りでせうね」  
「いや、父と次の弟があるものですから、何とかやつてゐるでせう」  
「慰問の手紙でもさし上げたいのですが、何部隊ですか」  
「佐藤部隊の伊藤部隊加藤隊です」  
「最近お便りでもありますか」  
「え、春から西の方に掃蕩戦をやり、近いうちに北の方へ行くと書いてありました。」

こんな會話は汽車や電車や工場の隅でいくらでも聞かれることであらう。別に誰も不思議にも思はずの事柄であるが、これを頭のいよスパイが立ち聞きしてゐたらどうであらうか？

「長崎地方で昨年の暮に動員があり、佐藤部隊の下には伊藤・加藤の兩部隊が編成され、主として昭和十年兵を中心に召集し且下南支にあつて新作戰を計畫中」  
これは有力な情報として直ちに暗號通信で敵の方へ通報されるだらう。

事變が起つて間もなく、東京の眞ん中に蒋介石の直系秘密結社藍衣社の支部が設けられ、大使館附の現武官を中心にして留學生や商賈人に化けてスパイを使つて、出征部隊の聞き込みをやつてゐた事實がある。某大學生に化けた一人は日本語が巧みなのを幸ひに、聯隊人營日の附添人に紛れ込んで情報を探らうとして憲兵隊に發見されたことさへあつた。  
スパイはどこにゐるか知れたものぢやない！

ドイツは日頃の四倍、イギリスは二倍半、フランスは五倍、ソ聯は二倍、イタリも二倍近い陣容を整へてスパイとスパイ狩に備へてゐる。  
正にスパイ戦時代だ！  
では日本は？

わが當局には既に確固たる決意と準備があることを信じて疑はないが、しかし當局にはかり任せて置いて、國民は知らぬ顔で待つておいていゝ筈はない。  
國民に油断があればこそ、スパイにつけ狙はれるのだ。一億國民が一人々々緊張してガツガツ腕を組めば、密偵も間諜も活躍することは出来ないわけである。

もしも一寸でも不審なこと、奇怪なことがあれば最寄りの警察署・駐在所や、憲兵隊に知らせやう。それが日本國民の義務である事いやしくも國家の機密・秘密であり、敵に知られて不利になることは漏らすな、喋るな、書くな、見せるな！たとへ親であつても妻であつても友であつても！  
祖國の秘密は、國民で守らう！



### 主要食糧農産物の増産計畫

(一) 食糧増産計畫の必要

◆ スパイ看破法  
軍需工業地帯に急にバタヤ(紙屑買ひ)がふえたので不審に思つて調べ出した調査があつた。バタヤは反古の値が上つたのだといふので、今度は紙屑問屋を調べてみると、バルブ再生のため高く賣れるやうになつたといふ。更に突き込んで調べてみると、紙屑は一纏めにしてB國大使館關係の某高官夫人が買ひ入れて、結局は香港にある蔣軍閥の密偵本部に届けられてゐることが判つた一寸した書きつぶしの紙屑一枚からでも、あるひは軍需品の製造能力が知れ、動員の部隊数が探られないとも限るまい。  
この時も、警官がふとした疑問を抱いたことから、重大なスパイが防止されたのである。どんな小さな事でも、怪しければ徹底的に調べて見る必要がある。

◆ 守れ祖國を！  
今回の歐洲動亂が始まつて以來、ドイツでもイギリスでもスパイとスパイ防止には血眼になつて努力してゐる。  
イギリスは開戦と同時に國內にゐたスパイらしい者を數百名も監獄にぶち込んだ。オランダ、ベルギー電撃戦が始まつてからはドイツ人は勿論ドイツ人らしい者は残らず捕へて島流しにした。手紙や通信も嚴重に檢閲して、外國に聞えて都合の悪いものは片ツ端から禁止してゐる。新聞やラジオの天氣豫報は絶対に止められた。  
ドイツは政府の宣傳省とナチス黨の情報部とが二重にスパイ對策を練り、ポーランドやノールウェイの電撃作戰を一つも洩らさなかつたことは前にも書いた。

戦時下においては、主要食糧農産物の需要が急激に増加する反面に、生産を阻害する諸要因も増してくることは各國その軌を一にしてゐる。食糧に不安なしと稱された我が國も、今日の事態は必ずしも樂觀は許されない。  
支那事變の勃發以來、國民の主要食糧たる米麥の生産維持と増産については政府も鋭意努力し、戦線や銃後の食糧供給に不安がないやういろ／＼と施設を講じ、毎年増産計畫數量を定めて地方に割當て、生産の確保を圖つて來た。幸ひにして天候にも恵れ、地方官民が政府の施設に呼應して指導獎勵に努め、農業者もまた乏しい資材と減少した努力を活用して、あらゆる逆條件を克服し増産に邁進した結果、ともかくも次表のやうに年々増産の成績を見てきたのである。

年次	米生産高	麥生産高
自昭和十年三ヶ年平均	六、三七〇萬石	二、一四六萬石
昭和十二年	六、五八六	二、六六〇
昭和十三年	六、五八六	二、六六〇
昭和十四年	六、八九六	二、六九〇

然るに、昭和十四年の南朝鮮の大旱魃によつて鮮米の内地移入が異常な減少をしたため、國內の米穀需要は一大變調を來すに至つた。そこで昭和十五年の米穀生産計畫目標は昭和十四年よりも三百五十三萬五千石を増加し、内地七千七百萬石と定め各般の施設を講じて鋭意増産に努力を傾けたのであつたが、不幸にしてその實收高は六千八百七十七萬餘石と、計畫目標より千萬石の減收を見るに至つた。天候その他の關係によるとは云へ、まことに遺憾なこ

00066

00067

と云はねばならない。  
そこで政府は一方において外米の輸入を確保し、節米その他の米穀消費規正を行ひ米穀國家管理制度を施行する等の諸方策を講じ、官民の協力を要請するとともに、他方において世界情勢の推移と我が國食糧需給の將來とに鑑みて、主要食糧農産物の内地自給強化方策を確立し、以て國防國家體制の基礎を強固にするため昭和十六年度以降の主要食糧増産計畫を次のやうに決定したのである。

即ち、昭和十六年度から昭和二十七年に至る約十ヶ年を第一期計畫として、米穀千二百萬石、麥類約千二百萬石の増産を期することとし、右増産計畫達成のために耕種改善により耕地反當りの増収を圖るは勿論、新たに耕地五十萬町歩(水田二十萬町歩、畑三十萬町歩)を開墾し、他方約百七十萬町歩の耕地改良をなすこととなつた。これがため今度の第七十六議會に農地開發法案を提案し、大規模な開墾や農業水利改良作業については、農地開發營團といふ特殊法人に、國家の強力な監督の下にこれを實施せしめる計畫を立てゝゐるのである。

(二) 食糧増産計畫の樹立

以上述べたやうに、事變以來毎年食糧増産計畫を立てゝ實行して來たが、それはどういふ風になされるかといへば、先づ農林省において、從來の實績に徴して各道府縣毎に各作物別に生産規準數量を定め、それに可能と考へられる増産目標數量を加へたものをそれゝの年度の生産計畫目標とする。農林省はこれを各道府縣に割當て、それに即應して後述の各種の増産施設のための助成

金、補助金を分配するとともに、肥料その他の農業用生産資材を割當配分し、その他共同作業を奨励し、農村努力調整施設を實施せしめるなど、種々の施設を實施するのである。  
勿論これとともに食糧増産確保のためには、直接間接に頗る多くの方策が行はれて居り、事變以來法的手段としては「臨時肥料配給統制法」、「硫酸アンモニア増産及配給統制法」、「肥料消費調整規則」をはじめ、「農地調整法」、「臨時農地等管理令」、「小作統制令」等の各種の對策が講ぜられ、特に部落農業團體の活動促進は重要な施設であるが、直接食糧増産施設のためには「重要農産物増産助成規則」があり、多くの増産施設はこれに準據して行はれることになつてゐる。

そして、さきの各道府縣に割當てられた増産數量は更に各郡に割當てられ、郡から市町村、市町村から部落に、そして部落は各個の農家にまでそれゝの増産數量を割當てることになつてゐる。即ち増産計畫は中央から農家に至るまで割當てられ、地方廳、農業團體は勿論、官民は全力をあげて計畫目標の達成を圖るのである。尤も從來の増産計畫は、毎年の狀況に従つて翌年の増産計畫を立て、また食糧増産計畫としては米麥を主目標としてきたが昭和十六年度からはやゝ恒久的な主要食糧自給強化十ヶ年計畫を基礎とし、當該年度の食糧事情に即應した臨時應急の増産計畫をこれに加味して、その年の増産計畫を立てることとなつた。同時に食糧事情の推移によつて、米麥等の穀類ばかりでなく、代用食料たる甘藷、馬鈴薯等もこれに含めて、総合的な食糧増産計畫を樹立實行することになつたのである。

00068

(三) 食糧増産計畫の内容

かくて昭和十六年度の生産計畫目標は

米 穀 七千四百四十四萬五千石  
麥 類 二千八百七十八萬五千石

これは十六年播付十七年度收穫のものであつてその内譯は大麥と裸麥千五百七十八萬五千石、小麥千三百萬石

甘 藷 十四億三千五百五十萬貫  
馬鈴薯 六億六千萬貫

と定められ、これに即して各種の増産施設が擴充強化されることとなつた。

この數量は從來の基準數量に對して、米穀二百六萬四千石、麥類四百八十四萬九千石、甘藷四億五千五百五十萬貫、馬鈴薯一億七千八百萬貫を増産することを目標とするものであつて、これを遂行するには巨額の經費と並々ならぬ努力を必要とする。

今その増産施設の主なものを述べれば

第一 耕地の擴張及び改良施設

右の増産計畫を果すためには、栽培技術の改善等により反當り收量の増加を圖るだけでは到底不十分であつて、この際積極的に農地の開發と改良をなすことが極めて緊要である。そこでこのために、開田、開畑、水田造成等をはじめ、農業水利改良事業として用排水幹線改良、農用公共施設、暗渠排水、床締客土、地下水源開發等の諸事業を計畫して居り、これらは從來の施設を擴充するとともに、新設の農地開發營團をして大規模事業を行はせるこ

となつて居る。それと同時に、國際情勢の見通しと食糧重點主義の見地から、桑園の一部分について整理轉作を行ひ、これを出又は畑とする施設を講ずる。以上の耕地擴張及び改良施設の豫算として二千三百三十萬餘圓が計上されてゐる。

第二 耕種改善施設

これには豫算額一千三十二萬餘圓が計上されてゐるが、主なものは

(一) 耕種改善實績獎勵 全國の各市町村、各部落に亘つて耕種改善規準を設定せしめ、すべての農家に對しこの規準に従つて栽培するやう、各種獎勵施設を講じ

(二) 施肥改善施設 施肥方法の改善、自給肥料の増産等により地力の維持、不足勝の肥料の合理的施用を圖り

(三) 病蟲害防除施設 生産を阻害する各種病害蟲の防除のため農業藥劑の購入、消毒用噴霧器等防除用器の購入を助成し、病害蟲の發生、蕃殖を早期豫察して織滅を圖り

(四) 多收品種種子購入配付 従前においても多收良質の品種は獎勵されて來たが、この際品種の如何に拘らず安全多收種の品種の栽培を一般的に普及せしめ、或ひは優良種苗の配給を圖り

(五) 育苗施設 東部日本の一部ではしばしば日照不足低温のため水稻の育苗に支障を來すので、これ等の地帯に温床苗代を設置せしめるほか、甘藷については共同育苗圃の經營を助成するとともに、なほ

(六) 食糧増産の試験研究施設擴充

(七) 有畜農業獎勵

等、差當り考へ得るあらゆる方策を講ぜられてゐるのである。

(四) 増産計畫遂行の道

以上の諸施設を徹底させ、食糧増産の實を擧げるためには、すべての農民が眞に農業報國の精神を昂揚し、黙々として増産に挺身する氣運を醸成するとともに、全國の農業技術指導組織をこれに呼應して整備強化することが必要である。そこで後者のためには中央から地方の末端組織に至る食糧増産技術指導組織(いわゆる食糧増産技術動員施設)を整へることとなり、今回農林省に「食糧増産技術中央本部」を設け、全國を九地區に分けて各擔當指導班はその分擔地區の指導に萬全を期するとともに、地方もまたこれに應じて、道府縣においては、「食糧増産技術指導地方本部」を全郡全市町村にそれぞれ、「食糧増産技術指導班」を洩れなく設置して、篤農家、精農家を動員して増産指導の完壁を期することとなつたのである。このために全國に亘り篤農家、精農家、部落農業團體長等から約二十三萬人を選んで「食糧増産實行共勵委員」を囑託し食糧増産に一齊邁進の態勢を整へつゝある。

また全農村民の農業報國精神を發揚するためには、昨年から今春にかけて全國から一萬五千の中堅農村青年を茨城縣内原の滿蒙開拓青少年義勇軍訓練所に集め、約一ヶ月の集團訓練を通じて直接これら農村民の自奮自勵を促した。この「農業増産報國推進隊員」はそれ〴〵現地に歸つてからは、自らの實踐躬行によつて今や全國に食糧増産に挺身するの氣運を巻き起さうとしてをり、政府は本年も更に引續いて新たな推進隊員を選抜して訓練を實施

する豫定である。

更に時局の推移に伴つて、部落農業團體の活動は一層緊切なものとなつてきてゐる。農村に古來から存する隣保共助の精神的紐帶を強固にし、部落を擧げて食糧増産に突き進むことが極めて必要である。それと同時に肥料、勞力等不足の下に、今日の食糧需給狀況を打開するためには、單に農業關係官民の努力を俟つのみでは到底不十分であつて、この際都市農村を問はず、農商工業者の如何にかゝはらず、全國を擧げて食糧増産に努めることが必要である。尺寸の土地と雖もゆるかせにせず、一分の勞力も有効に國家への御奉公に用ひられねばならない。これがためには既に關係各方面の協力を得て空閑地利用運動、並びに青少年學徒の食糧増産勤勞率運動が展開されてゐるが、これらに對しては切に一般の協力を期待してゐる。

農林省

—X—

—X—

發行所 鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣高郡大正村大字古海  
鳥取縣鳥取市支所

昭和十六年三月廿二日印刷  
昭和十六年三月廿二日發行

00063